浜松市物品等または特定役務の調達手続の特例を定める規則

（趣旨）

第１条　この規則は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号。以下「特例政令」という。）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）の取扱いに関し、浜松市契約規則（昭和３９年浜松市規則第３１号。以下「契約規則」という。）の特例を設けるとともに必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この規則における用語の意義は、特例政令の例による。

（競争入札の参加者の資格に関する公示）

第３条　特例政令第４条の規定による公示は、浜松市契約公報により行う。

２　市長は、前項の公示において、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

(1) 調達をする物品等又は特定役務の種類

(2) 契約規則第３条（契約規則第１９条において準用する場合を含む。）に規定する競争入札の参加者の資格（以下「入札参加資格」をいう。）の審査に係る申請の方法

(3) 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(4) 入札参加資格に関する文書を入手するための手段

（一般競争入札の公告）

第４条　市長は、特定調達契約につき一般競争入札に付する場合においては、契約規則第４条第１項の規定にかかわらず、入札期日の前日から起算して４０日前までに、特例政令第６条の規定による公告をするものとする。ただし、急を要する場合にあっては、その期間を入札期日の前日から起算して１０日前までに短縮することができる。

２　市長は、前項の公告において、当該公告に係る特定調達契約に関する事務を担当する課等の名称及び契約の手続において使用する言語を明らかにするほか、次に掲げる事項を英語により記載するものとする。

(1) 調達をする物品等又は特定役務の名称及び数量

(2) 入札期日

(3) 特定調達契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

３　第１項の公告は、浜松市契約公報により行う。

（指名競争入札の公示等）

第５条　前条の規定は、特定調達契約につき指名競争入札に付する場合における特例政令第７条第１項の規定による公示について準用する。この場合において、当該公示に係る指名競争入札において指名されるために必要な要件についても公示するものとする。

２　市長は、特定調達契約につき指名競争入札に付する場合においては、その指名する者に対し、指名競争入札に参加するために必要な事項を通知するものとする。

３　前項の規定による通知の時期については、契約規則第１８条第２項の規定にかかわら

ず、前条第１項の規定を準用する。

（公告又は公示に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者の取扱い）

第６条　市長は、特定調達契約につき、一般競争入札に付する場合において第４条第１項の規定により公告し、又は指名競争入札に付する場合において前条第１項の規定により公示した後、当該公告又は公示に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者から入札参加資格の審査に係る申請があった場合において、開札の日時までに当該審査を終了することができないおそれがあると認めるときは、あらかじめ、その旨を当該申請を行った者に通知するものとする。

２　市長は、特定調達契約に係る指名競争入札の場合においては、前項の申請に係る審査の結果、入札参加資格を有すると認められた者のうちから、当該指名競争入札において指名されるために必要な要件を満たしていると認められる者を指名するとともに、その者に対し、当該指名競争入札に参加するために必要な事項を通知するものとする。

３　市長は、第１項の申請をした者から入札書が当該申請に係る審査の終了前に提出された場合においては、その者が開札の時において、一般競争入札の場合にあっては入札参加資格を有すると認められることを、指名競争入札の場合にあっては前項の規定により指名されていることを条件として、当該入札書を受理するものとする。

４　市長は、第１項の申請に係る審査の結果、入札参加資格がないと認めた者から請求があったときは、その者に対し、当該入札参加資格がないと認めた理由を書面により通知するものとする。

（郵便等による入札）

第７条　特定調達契約については、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成１４年法律第９９号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便による入札を妨げない。

（入札説明書の記載事項）

第８条　特例政令第８条に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 特例政令第６条又は第７条第１項の規定により公告又は公示をしなければならない事項（特例政令第６条第６号に掲げる事項を除く。）

(2) 調達をする物品等又は特定役務の仕様その他の明細

(3) 開札に立ち会う者に関する事項

(4) 特定調達契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

(5) 契約の手続において使用する言語

(6) 契約規則第４条第２項第３号に規定する電子入札を行う場合には、当該電子入札に係る電子情報処理組織の使用に関する事項

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

（落札者の決定等に関する通知）

第９条　市長は、特定調達契約につき一般競争入札又は指名競争入札により落札者を決定

した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合にあっては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に書面により速やかに通知するものとする。

（落札者等の公示）

第10条　市長は、特定調達契約につき、一般競争入札若しくは指名競争入札により落札者を決定したとき又は随意契約の相手方を決定したときは、その日の翌日から起算して７２日以内に、次に掲げる事項を浜松市契約公報により公示するものとする。

(1) 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量

(2) 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

(3) 落札者又は随意契約の相手方を決定した日

(4) 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所

(5) 落札金額又は随意契約に係る契約金額

(6) 契約の相手方を決定した手続

(7) 一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、特例政令第６条又は第７条第１項の規定による公告又は公示を行った日

(8) 随意契約による場合には、その理由

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

附　則

この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２６年４月１６日から施行する。

附　則

１　この規則は、令和７年４月１日から施行する。

２　改正後の浜松市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の規定は、この規則の施行の日以後において行われる公告について適用し、同日前において行われた公告については、なお従前の例による。